



## 昨年撤回した除雪費用 補助条例の再提案は

町長 課題解決されていない、時間を要する

宮澤 清士 議員

### 除排雪弱者に配慮を

撤回後も情報共有や除排雪の対策について、検討を続いている。

町長 現在は庁舎内関係課で協議をしており、これから考え方を関係する団体や住民の方から聞き取りをしていきたい。

**質問** 昨年の第3回下川町議会定例会で提案された除雪費用の補助に関する条例については、条例制定に関する手続きに不備があつたことと内容の精査が必要と判断され、関係する議案と併せて撤回をしたが、これの今後の対応は。

① 庁舎内の協議はしたか。また、常任委員会等でも議論し、意見が出されたが、その意見を踏まえた協議をどの程度したか。

② 除雪費用の補助に関する条例は、今後再提案はあるか。

**町長** ① 「庁舎内協議」については、条例等の検討段階から、除排雪に関する課題の整理と対策の方針を検討するため、関係課による協議を実施し、

具体的には、除排雪業者担当手確保、堆雪場確保、除排雪弱者支援、排雪事業など検討項目に分け、必要に応じ関係課で連携し進めている。② 条例の再提案についても密接に関係することから、統合的な解決を図ることも含め、関係課による協議を進め、方針を検討している。

当面は、現行の介護予防生活支援事業条例における除雪サービスを引き続き実施し、高齢者の除雪を支援していきたい。

**再質問** 庁舎内で協議をしたということだが、社会協、住民などの対象者も交えて協議したか。

**町長** 現段階の庁舎内協議の中で課題が解決していないところがあり、時間を使い要すると考えている。

**再質問** 除排雪事業者の扱い手の確保についてどのように考えているか。

**再質問** 除排雪弱者の方の除排雪がスムーズにできるように十分配慮しこれから迎える降雪期に当たって対策を考慮してもらいたい。

